

令和5年1月 31 日招集

第32回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第 32回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年1月31日午後3時00分から下記議案審議のため第32回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 95 号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 96 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 97 号議案 農用地利用配分計画に対する意見決定について
- 第 98 号議案 令和5年度農作業等の協定料金原案作成の付託について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

15番 小柳成吾 君

本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君 下条1番 井上長治 君

下条2番 番場 勇君

須田1番 高橋正明 君 須田2番 牛腸利生 君

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂2番 飯岡大介 君 七谷1番 小柳修一 君 七谷2番 田浦 久君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君 次長 美原 暁君

議長(永井尚文君)	<p>(開会時刻:午後3時00分)</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告いたします。</p> <p>本日欠席の通告がありました農業委員は、15番 小柳成吾君であります。</p> <p>ただ今の出席農業委員数は、18名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第32回定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂2番飯岡大介君、七谷1番 小柳修一君、七谷2番 田浦 久君であります。</p> <p>議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。</p>
議長(永井尚文君)	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議がないようでございますので、9番 近藤サチ子君、10番 吉村陽介君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議長(永井尚文君)	<p>それでは議案の審議に入ります。</p> <p>採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。</p> <p>最初に、第95号議案 「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。</p>
事務局(大竹久範君)	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局長 大竹です。</p> <p>それでは、議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>【議案第95号朗読後、説明】</p> <p>番号1の譲受人は申請地の隣接地で運送業を営んでおり、事業の拡大で不足する駐車場を確保するため、自身で申請地を取得し整備した上で会社に貸付けすることとし、許可申請が行われたものです。</p> <p>配布してある第95号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、福島集落の西側に所在しており、国道403号とJR信越本線との間に位置しています。2ページの案内図をご覧ください。図面上に斜線で表示した部分が申請地です。申請地の北西側に点線で囲んである位置が、譲受人の営む運送会社の位置です。3ページの申請地の更正図をご覧ください。斜線で表示している部分が申請地です。北西側の点線で表示している部分は、譲受人が所有する運送会社の敷地となります。更にその北西側は国道403号となります。申請地の南東側には、農道と水路を介してJR信越本線が位置しています。申請地の北東側に畑、南西側に田がそれぞれ所在しています。4ページをご覧ください。土地の利用</p>

計画図です。計画では隣接する事業用地と一体的な利用により、輸送車両5台分の駐車場の整備し、法人への貸付けが予定されています。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の南西側が農地の広がりにつながっており、10ha以上の集団的に存在している農地の一部を構成していますので、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を許可しない農地として位置づけられていますが、公共性の高い事業に供される場合や、申請地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供される場合は、例外的に許可できることになっています。申請案件は、事業所に供するための駐車場を転用目的としており、当該事業所の従業員が福島集落に居住していることを確認していますので、例外規定に該当し転用許可可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容で融資により対応する計画となっており、金融機関から発行された融資証明書により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、駐車車両の規模、台数から見て、妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、田畑が隣接していますが、申請地の周囲は道路や水路で周辺地とは区分されていること、及び事業実施にあたり申請地の周囲に土留めの設置が予定されており、申請地からの雨水、土砂等の流出は生じない見込みであることから、周囲の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れは無いと判断されます。なお、申請地を事業区域とする三条土地改良区から、転用事業の実施について差し支えないと意見書が提出されています。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。10番 吉村委員。

10番(吉村陽介君)

10番、吉村です。

1月19日に近藤委員と申請地の調査を行って来ましたので、その内容をご報告いたします。

申請地は、田で、稲の刈り取りが終わった状態となっていました。周囲に田畑がありましたが、申請地とは道水路によって区分されていたので、転用事業実施後も耕作に支障が生じない位置であると判断できました。

申請地の北東側と南西側に、申請地の雨水排水の接続先となる水路の所在を確認し、その経路も確認しました。また、申請地と一体利用される隣接の事業地から周辺に、土砂や雨水の流出は無く、周辺地の利用に支障が生じていないことを確認しました。

申請地の周囲には新たに土留めの設置が予定されており、申請地の位置や一体利用地の現況から見て、適正に事業が行われた場合は、転用事業による周辺農地等の利用に支障は生じないものと判断しました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第96号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、XXXXXXXXXX委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(XXXXXXXXXX退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の2ページをお願いいたします。

【議案第96号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和5年2月10日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第96号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

参考資料2の1ページの整理番号利-5-5から10については、農地中間管理事業による利用権設定です。これらに関して農地中間管理機構が農地を耕作者に貸付けるために作成する農用地利用配分計画については、次の議案で意見を審議いただくこととしています。

また、参考資料2の3ページの(2)所有権移転関係は農地移動適正化あっせん事業によってあっせん委員から結び付けていただき成立した売買です。

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

7番(飯岡佐治雄君)

はい。

議長(永井尚文君)

はい、飯岡委員。

7番(飯岡佐治雄君)

7番 飯岡です。

事務局(美原 暁君) 参考資料1ですけれども、1 ページの利-5-11 と利-5-14 で、この土地の賃借する面積と使用貸借の面積はわかりますか。

事務局 美原です。

本体の 96 号議案、農用地利用集積計画をご覧ください、この整理番号の利-5-11 の所を開いていただきますと、各筆明細の中に利用権の種類というのが有りまして、そこで賃借権と書いてあるものが、お金の支払いのある貸し借り。それと、使用貸借と書いてあるものが、只で貸し借りするものということで分かれてありまして、それぞれ面積を合計したものが賃借権と使用貸借権ということになります。

事務局(大竹久範君) ページで言いますと、本体の 20 ページと 23 ページにその明細が出ています。

事務局(美原 暁君) (利-5-11 について) 足しますと賃借権については 3, 280 m²、使用貸借が 2, 101 m²となっています。

もう一つの方が 23 ページになりまして、使用貸借権の方が 1, 030 m²、賃借権が 12,857 m²となっています。

議長(永井尚文君) よろしいですか。

7 番(飯岡佐治雄君) はい。

議長(永井尚文君) 他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君) ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君) 挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(XXXXXXXXXX 着席)

議長(永井尚文君) 退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 97 号議案

「農用地利用配分計画に対する意見決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君) はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 3 ページをお願いいたします。

【議案第 97 号朗読後、説明】

この案件は、農地中間管理機構から事務委託を受けた加茂市が作成した計画案の内容について市長が当農業委員会に意見を求めてきたことに応じて、意見を提出するものです。

加茂市で作成した計画案は、別冊の「農用地利用配分計画(案)」の各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 97 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この計画案で定めた契約内容は、農地中間管理機構が予め受け手として登録した農業者に貸し付けられることから、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るものとなっていると判断できます。

説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい。

はい、飯岡委員。

はい、7番飯岡です。

これって、集団化を図りながら土地を配分しているんですか。ただ、単に耕作者と借り手の人だけで、たまたま中間管理機構の名前を入れただけなのか。この土地とこの土地を入れ替えてこうしますよということになっているのか。

事務局 美原です。

本来の事業の主旨は、飯岡委員さんの言われるように集約・集積を考えながらこの事業を進めて行くべきで、そういった目的で設定されている事業ではあるんですが、実態はそこまで緻密に集約・集積を図っているわけではなくて、出てきたものについて事業を使いたいということで、それをそのまま受け付けて上げているのが現実です。

中間管理事業を使うことによって、賃借料の支払いが機構から所有者の方に手続きだけで済みますし、受け手の方に関しては所有者の方に支払う事無く、機構の方にまとめて引き落とされますので、その辺の手続きが簡素化されるという意味も有りまして、活用される方が多いです。

ただ、その代わり手数料として0.5%をそれぞれから徴収されることになります。

これって、またこの先いろいろ考えて、今後移動も出てくるんでしょうか。

受け手の方同士で話がまとまるようであれば、そういった事もあり得ると思います。今、そこまで進んでいる案件がほとんどないのが実態です。

よろしいですか。

はい。

他にありませんか。

はい、10番吉村です。

今の話なんですけれど、耕作者同士で条件が合えば交換できるという話だったんですが、実際そういう話が出て、確認を進めているんですけれど、中間管理機構への年数が残っているんですが、便宜上交換しています。そこをそのまま、中間管理機構でチェンジさせようかと聞いたら出来るという話だったのですが、良いんですかね。

借り手の方で調整がつけられれば、出来ないことはないと思います。

それで、集団化していこうという動きには向かっているんです。

それが理想なんだよね。

事務局(美原 暁君) 　　ただ、そのためには賃借料が同じだったりという条件も必要になってくると思います。所有者 A の人の契約は 2 万円で、所有者 B との契約が賃借料 3 万円だと 1 万円の差があるので、そこをまたどう埋めるのかという調整が必要になってくると思います。

7 番(飯岡佐治雄君) 　　それを無くせば良いわけですね。

事務局(美原 暁君) 　　そうですね。

議長(永井尚文君) 　　他にありませんか。
　　(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君) 　　ないようですので、農業委員による採決をいたします。
　　本議案について、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに賛成の方の挙手を求めます。
　　(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君) 　　挙手、全員でありますので、本議案は農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに決定いたしました。
　　次に、第 98 号議案
　　「令和 5 年度農作業等の協定料金原案作成の付託について」を上程いたします。

事務局(大竹久範君) 　　事務局の説明をお願いします。
　　はい、事務局長 大竹です。
　　配布資料の第 98 号議案関係資料をご覧ください。
　　1 ページ目は、昨年 2 月の農政部会で原案を作成し、総会の議決を経て決定した農作業等料金の一覧表となっています。農政部会での審議の結果、すべての項目において前年据置きとされました。
　　資料 2 ページ目は、近隣市町の令和 4 年度の改定状況をまとめた表になっています。これによりますと、三条市で農薬散布の料金が近隣市町村と同等の水準まで引き上げられ、新潟市南区の普通畑の日当が最低賃金の水準に引き上げられていましたが、それ以外は各市町で据置きとされていました。令和 5 年度の額については、各市町に於いてこれから審議される見込であります。資料 3 ページ目は、農作業料金改定の判断の参考としていただく諸データを掲載したものです。
　　以上の資料を参考に農政部会でご審議いただき、2 月定例総会時に令和 5 年度農作業等の協定料金の原案を報告いただく予定です。
　　説明は以上でございます。

議長(永井尚文君) 　　事務局の説明が終わりました。
　　これに対してご質問、ご意見はございませんか。
　　(しばらく声なし)

議長(永井尚文君) 　　ないようですので、農業委員による採決をいたします。
　　本議案について、賛成の方の挙手を求めます。
　　(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)	<p>挙手、全員でありますので、令和5年度農作業等の協定料金原案作成については、農政部会に付託することに決定いたしました ありがとうございました。 以上で本日の議案は全て終了いたしました。 (議案審議終了午後 4 時 01 分)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p> <p>事務局(大竹久範君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p>	<p>これより、報告案件をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局長 大竹です。 議案の5ページをお願いいたします。 【報告第 1 号朗読】 番号1は賃借人が経営規模の縮小を希望し合意により解約されたものですが、次の耕作者は予定されております。 【報告第 2 号朗読】 報告は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく声なし)</p> <p>ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p>	<p>次に、事務報告をお願いいたします。 令和4年12月27日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。 (事務報告) 【議案 7 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】</p> <p>以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく声なし)</p> <p>無いようでありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。 これにて、加茂市農業委員会第 32 回定期総会を終了いたします。 (閉会時刻:午後 4 時 07 分閉会)</p>

令和5年1月31日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

9 番 委 員

10 番 委 員
